

昭和三十五年総理府・建設省令第三号

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

道路法第四十五条第二項及び道路交法第九條第三項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を次のように定める。

- 第一章 道路標識(第一条―第四条)
第二章 区画線(第五条―第七条)
第三章 道路標示(第八条―第十条)
附則

第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。

第二条 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。

第三条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。

第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者(以下「道路管理者」という。)が設置するものとする。

一 案内標識
二 警戒標識
三 規制標識のうち、「危険物積載車両両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」、「自動車専用」、「許可車両専用」、「許可車両(組合せ)専用」及び「広域災害応急対策車両専用」を表示するもの

2 道路標識のうち、次に掲げるものは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が設置するものとする。

一 規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止

め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「駐車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」、「時間制限駐車区間」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自動車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法(二段階)」、「一般原動機付自転車の右折方法(小回り)」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」、「警笛区間」、「前方優先道路」、「一時停止」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するもの並びに道路法の道路以外の道路に設置する「重量制限」及び「高さ制限」を表示するもの

二 指示標識のうち、「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車停車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」、「横断歩道」、「自転車横断帯」、「横断歩道・自転車横断帯」及び「安全地帯」を表示するもの

3 道路標識のうち、前二項各号に掲げるもの以外のものは、道路管理者又は公安委員会が設置するものとする。
第二章 区画線
(種類及び設置場所)
第五条 区画線の種類及び設置場所は、別表第三のとおりとする。
第六条 区画線の様式は、別表第四のとおりとする。(道路標示とみなす区画線)
第七条 次の表の上欄に掲げる種類の区画線は、道路交法(昭和三十五年法律第五号。以下「交法」という。)の規定の適用については、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の道路標示とみなす。

Table with 2 columns: 区画線, 道路標示. Content includes '車道中央線' and '車道外側線'.

第三章 道路標示
(分類)
第八条 道路標示の分類は、規制標示及び指示標識とする。
(種類等)
第九条 道路標示の種類、設置場所等は、別表第五のとおりとする。

第十条 道路標示の様式は、別表第六のとおりとする。
附則 抄

1 この命令は、道路交法の施行の日(昭和三十一年十二月二十日)から施行する。
2 道路標識令(昭和二十五年総理府令・建設省令第一号。以下「旧令」という。)は、廃止する。

3 この命令施行の際、現に設置されている旧令の道路標識のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に掲げるこの命令の道路標識とみなす。
一 旧令の案内標識 この命令の案内標識
二 旧令の警戒標識のうち、「学校あり」及び「危険」を表示するもの以外のもの この命令の警戒標識

三 旧令の禁止標識のうち、「諸車通行止め」、「自動車通行止め」、「荷車通行止め」、「歩行者通行止め」、「右(又は左)折及び直進禁止」を表示するものうちの「左折及び直進禁止」、「通抜禁止」及び「停車禁止」を表示するもの以外のもの この命令の規制標識
四 旧令の指導標識のうち、「速度制限」、「静度制限解除」、「重量制限」、「高さ制限」、「静度制限解除」、「重量制限」、「高さ制限」、「静度制限解除」のうち、「速度制限」、「静度制限解除」、「重量制限」、「高さ制限」にかんじ、「車馬通行区分」、「軌道敷内通行終り」、「一時停止」、「屈折方向(一方向)」及び「屈折方向(二方向)」を表示するもの以外のもの この命令の規制標識

五 旧令の指導標識のうち、「屈折方向(一方向)」及び「屈折方向(二方向)」を表示するもの この命令の指示標識

六 旧令の指示標識のうち、「停止線」及び「まわり道」を表示するもの以外のもの この命令の指示標識
4 この命令施行の際、現に設置されている旧令の道路標識のうち、次の各号に掲げるものは、当分の間、それぞれ当該各号に掲げるこの命令の道路標識とみなす。
一 旧令の警戒標識のうち、「学校あり」を表示するもの この命令の警戒標識のうち、「学校、幼稚園、保育所等あり」を表示するもの
二 旧令の禁止標識のうち、「荷車通行止め」及び「歩行者通行止め」を表示するもの この命令の規制標識のうち、「この命令の規制標識のうち、「荷車通行止め」及び「歩行者通行止め」を表示するもの
三 旧令の指導標識のうち、「速度制限」、「重量制限」、「高さ制限」及び「一時停止」を表示するもの この命令の規制標識のうち、「最高速度」、「重量制限」、「高さ制限」及び「一時停止」を表示するもの
四 旧令の指示標識のうち、「まわり道」を表示するもの この命令の指示標識のうち、「まわり道」を表示するもの
五 旧令の指示標識のうち、「まわり道」を表示するもの この命令の指示標識のうち、「まわり道」を表示するもの

Table with 2 columns: 種類, 設置場所. Content includes '大会関係係車両両専用通行帯' and '交通法第二十条第二項の大会関係係車両両専用通行帯'.

大会関係車両等優先通行帯			
A	(2)	B	(1)
<p>交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路優先通行帯の線バス等の優先通行帯前面及び路線バス等の優先通行帯内の優先通行帯の優先政令第二百七十号)第十の優先地点を指定した場合に限る。以下この項において</p>		<p>右に同じ。</p>	
<p>交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路優先通行帯の線バス等の優先通行帯前面及び路線バス等の優先通行帯内の優先通行帯の優先政令第二百七十号)第十の優先地点を指定した場合に限る。以下この項において</p>		<p>大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端(歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者道の車道)にあつては、</p>	

帯行		備考	
B	(2)	<p>一 別表第一備考二の規定は、この表の設置場所の欄について準用する。</p> <p>二 大会関係車両等専用通行帯の項に規定する標章の様式は、国家公安委員会が定める。</p> <p>7 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。</p>	
<p>大会関係車両等優先通行帯 (2-A)</p>		<p>大会関係車両等専用通行帯 (2-B)</p>	
<p>右に同じ。</p>		<p>同じ。)であることを表示すること。</p>	
<p>路優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点における左側の路端(歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者道の車道)</p>		<p>路優先通行帯の前面及び路線バス等の優先通行帯内の必要な地点における左側の路端(歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者道の車道)</p>	

大会関係車両等優先通行帯		大会関係車両等専用通行帯		種類番号		設置場所	
(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
<p>交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路優先通行帯の線バス等の優先通行帯前面及び路線バス等の優先通行帯内の優先通行帯の優先政令第二百七十号)第十の優先地点を指定した場合に限る。以下この項において</p>		<p>交通法第二十条の二第一項の道路標識により、路優先通行帯の線バス等の優先通行帯前面及び路線バス等の優先通行帯内の優先通行帯の優先政令第二百七十号)第十の優先地点を指定した場合に限る。以下この項において</p>		<p>表示する意味</p> <p>交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設置車両等専用通行帯において、大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯の指定するもの(以下「新令」という)の相当規定による種類の道路標識とみなす。</p>		<p>別表第二備考一の(一)の1の規定は「大会関係車両等専用通行帯(1-B)」及び「大会関係車両等優先通行帯(2-B)」を表示する規制標識に係る図示の記号について、同表備考一の(二)の1及び9、同表備考一の(三)の3の(3)、同表備考一の(五)の1及び8の(3)、同表備考三、同表備考四の(二)の1、2、4及び7並びに同表備考四の(二)の規定は図示の様式について、それぞれ準用する。</p> <p>8 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。</p>	
<p>大会関係車両等優先通行帯 (2)</p>		<p>大会関係車両等専用通行帯 (1)</p>		<p>種類番号 (1)</p>		<p>設置場所 (2)</p>	

大会関係車両等専用通行帯		大会関係車両等優先通行帯		文字		帯 (1)		帯 (2)	
(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)
<p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (昭和三十七年一月三〇日総理府建設省令第一号)</p> <p>附則 (昭和三十八年三月二九日総理府建設省令第一号)</p>		<p>この命令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則 (昭和三十七年一月三〇日総理府建設省令第一号)</p> <p>附則 (昭和三十八年三月二九日総理府建設省令第一号)</p>		<p>白</p>		<p>白</p>		<p>白</p>	
<p>1 この命令は、昭和三十八年五月一日から施行する。</p>		<p>2 この命令の施行の際、現に改正前の道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(以下「旧令」という)の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標識に関する命令(以下「新令」という)の相当規定による種類の道路標識とみなす。</p>		<p>新令の道路標識の種類</p>		<p>旧令の道路標識の種類</p>		<p>新令の道路標識の種類</p>	
<p>「通行止め」を表示するもの(「通行止め」(301))</p> <p>「車両通行止め」を表示するもの(「車両通行止め」(302))</p> <p>「一輪の自動車以外の自動車」「二輪の自動車以外通行止め」を表示するもの(「自動車以外通行止め」(303))</p> <p>「自動車・原動機付自転車」「車両(組合せ)通行止め」を表示するもの(「通行止め」(310))</p> <p>「自転車通行止め」を表示するもの(「自転車通行止め」(305))</p> <p>「自転車通行止め」を表示するもの(「自転車通行止め」(307))</p> <p>「歩行者通行止め」を表示するもの(「歩行者通行止め」(308))</p>		<p>「通行止め」を表示するもの(「通行止め」(301))</p> <p>「車両通行止め」を表示するもの(「車両通行止め」(302))</p> <p>「一輪の自動車以外の自動車」「二輪の自動車以外通行止め」を表示するもの(「自動車以外通行止め」(303))</p> <p>「自動車・原動機付自転車」「車両(組合せ)通行止め」を表示するもの(「通行止め」(310))</p> <p>「自転車通行止め」を表示するもの(「自転車通行止め」(305))</p> <p>「自転車通行止め」を表示するもの(「自転車通行止め」(307))</p> <p>「歩行者通行止め」を表示するもの(「歩行者通行止め」(308))</p>		<p>白</p>		<p>白</p>		<p>白</p>	
<p>「歩行者通行止め」を表示するもの(「歩行者通行止め」(308))</p>		<p>「歩行者通行止め」を表示するもの(「歩行者通行止め」(308))</p>		<p>白</p>		<p>白</p>		<p>白</p>	

9 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。

「右（又は左）折禁止」を表示するもの（309-A）	「指定方向外進行禁止（311-A）」
「右折及び直進禁止」を表示するもの（309-B）	「指定方向外進行禁止（311-B）」
「屈折禁止」を表示するもの（309-C）	「指定方向外進行禁止（311-C）」
「歩行者横断禁止」を表示するもの（310）	「歩行者横断禁止（332）」
「車両横断禁止」を表示するもの（311）	「車両右横断禁止（312）」
「転回禁止」を表示するもの（312）	「転回禁止（31）
「追越し禁止」を表示するもの（314）	「追越し禁止（314）
「駐車禁止」を表示するもの（315）	「駐車禁止（315）
「駐停車禁止」を表示するもの（316）	「駐停車禁止（315）
「危険物積載車両通行止め」を表示するもの（317）	「危険物積載車両通行止め（319）」
「最大幅」を表示するもの（317の2）	「最大幅（322）」
「重量制限」を表示するもの（318）	「重量制限（320）
「高さ制限」を表示するもの（319）	「高さ制限（321）
「最高速度」を表示するもの（320）	「最高速度（320）
「最低速度」を表示するもの（321）	「最低速度（322）
「自動車専用」を表示するもの（322）	「自動車専用（322）
「一方通行」を表示するもの（323）	「一方通行（323）
「車両通行区分」を表示するもの（325）	「車両通行区分（327）
「軌道敷内通行可」を表示するもの（326）	「軌道敷内通行可（401）」
「警笛鳴らせ」を表示するもの（334）	「警笛鳴らせ（328）
「一時停止」を表示するもの（336）	「一時停止（330）
「徐行」を表示するもの（328）	「徐行（329）」

「停車可」を表示するもの（404）	「停車可（404）」
「駐車可」を表示するもの（403）	「駐車可（403）」
「駐車場」を表示するもの（402）	「駐車場（402）」
「工事中」を表示するもの（407）	「工事中（407）」
「横断歩道」を表示するもの（405）	「横断歩道（405）」
「安全地帯」を表示するもの（404）	「安全地帯（404）」

附則（昭和三十八年七月三日総理府・建設省令第二号）

- この命令は、昭和三十八年七月十四日から施行する。
- この命令の施行の際現に設置されている道路標識のうち、この命令による改正前の道路標識、区画線又は道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定による次の各号に掲げるものは、当分の間、それぞれ当該各号に掲げるこの命令による改正後の道路標識、区画線又は道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の規定による道路標識とみなす。
 - 旧令の警戒標識のうち、「学校、幼稚園、保育所等あり」を表示するもの
 - 旧令の指示標識のうち、「駐車場」及び「まわり道」を表示するもの
 - 旧令の案内標識のうち、「まわり道」及び「駐車場」及び「まわり道」を表示するもの
 - 旧令の指示標識のうち、「工事中」を表示するもの
 - 新令の警戒標識のうち、「工事中」を表示するもの

- この命令は、昭和四十年九月一日から施行する。
- この命令の施行の際現に設置されている道路標識のうち、この命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定による「横断歩道」を表示する指示標識とみなす。

附則（昭和三十九年八月二九日総理府・建設省令第一号）

- この命令は、昭和三十九年九月一日から施行する。
- この命令の施行の際現に設置されている道路標識のうち、この命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定による「横断歩道」を表示する指示標識は、当分の間、この命令の規定による「横断歩道」を表示する指示標識とみなす。

附則（昭和四〇年八月二七日総理府・建設省令第一号）

- この命令は、昭和四〇年八月二七日から施行する。
- この命令の施行の際現に設置されている道路標識のうち、この命令による改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定による「横断歩道」を表示する指示標識は、当分の間、この命令の規定による「横断歩道」を表示する指示標識とみなす。

「入口の方向」を表示するもの（103）	「入口の方向（103-A）」
「入口の予告」を表示するもの（104）	「入口の予告（104）
「方面及び車線」を表示するもの（107-A）	「方面及び車線（107-A）」
「方面及び車線」を表示するもの（107-B）	「方面及び車線（107-B）」
「方面及び車線」を表示するもの（107-C）	「方面及び車線（107-C）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-C）	「方面及び方向（108-C）」
「方面、車線及び出口の予告」を表示するもの（111）	「方面、車線及び出口の予告（111-B）」
「方面及び出口」を表示するもの（112-C）	「方面及び出口（112-C）」
「出口」を表示するもの（113）	「出口（113-A）」

新令の道路標識の種類

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令の施行の際、現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

「市町村」を表示するもの（101）	「市町村（101）」
「都府県」を表示するもの（102）	「都府県（102）」
「方面、方向及び距離」を表示するもの（105-A）	「方面、方向及び距離（105-A）」
「方面、方向及び距離」を表示するもの（105-B）	「方面、方向及び距離（105-B）」
「方面、方向及び距離」を表示するもの（105-C）	「方面、方向及び距離（105-C）」
「方面及び距離」を表示するもの（106-A）	「方面及び距離（106-A）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-A）	「方面及び方向（108-A）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-B）	「方面及び方向（108-B）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-C）	「方面及び方向（108-C）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-D）	「方面及び方向（108-D）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-E）	「方面及び方向（108-E）」
「著名地点」を表示するもの（114-A）	「著名地点（114-A）」
「主要地点」を表示するもの（114）	「主要地点（114-A）」
「主要地点」を表示するもの（114）	「主要地点（114-A）」
「サービスマリア」を表示するもの（116）	「サービスマリア（116-A・B）」

附則（昭和四二年一月九日総理府・建設省令第二号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令の施行の際、現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

「市町村」を表示するもの（101）	「市町村（101）」
「都府県」を表示するもの（102）	「都府県（102）」
「方面、方向及び距離」を表示するもの（105-A）	「方面、方向及び距離（105-A）」
「方面、方向及び距離」を表示するもの（105-B）	「方面、方向及び距離（105-B）」
「方面、方向及び距離」を表示するもの（105-C）	「方面、方向及び距離（105-C）」
「方面及び距離」を表示するもの（106-A）	「方面及び距離（106-A）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-A）	「方面及び方向（108-A）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-B）	「方面及び方向（108-B）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-C）	「方面及び方向（108-C）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-D）	「方面及び方向（108-D）」
「方面及び方向」を表示するもの（108-E）	「方面及び方向（108-E）」
「著名地点」を表示するもの（114-A）	「著名地点（114-A）」
「主要地点」を表示するもの（114）	「主要地点（114-A）」
「主要地点」を表示するもの（114）	「主要地点（114-A）」
「サービスマリア」を表示するもの（116）	「サービスマリア（116-A・B）」

附則（昭和四五年八月二日総理府・建設省令第一号）

- この命令は、公布の日から施行する。
- この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十六号）の施行の日（昭和四十五年八月二十日）から施行する。

「工事中」を表示するもの (213)	「道路工事中」 (213)
「作業中」を表示するもの (214)	「道路工事中」 (214)
「注意」を表示するもの (215)	「その他の危険」 (215)
「車両通行区分」を表示するもの (327)	「車両通行区分」 (327)

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。

「路面電車停留場」を表示するもの
(209)

「歩行者専用」を表示する規制標識で道路交通法第八条第一項及び第九条の道路標識による交通の規制に係るものの様式については、新令別表第二の規定による「歩行者専用」を表示する規制標識の様式にかかわらず、当分の間、「車両通行止め」を表示する規制標識に「歩行者用道路」を表示する補助標識を附置したものをを用いることができる。

附則 (昭和五〇年二月二十五日総理府建設省令第一号)
この命令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和五三年八月二十六日総理府建設省令第一号)
この命令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

5 歩行者専用を表示する規制標識で道路交通法第八条第一項及び第九条の道路標識による交通の規制に係るものの様式については、新令別表第二の規定による「歩行者専用」を表示する規制標識の様式にかかわらず、当分の間、「車両通行止め」を表示する規制標識に「歩行者用道路」を表示する補助標識を附置したものをを用いることができる。

附則 (昭和五〇年二月二十五日総理府建設省令第一号)
この命令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和五三年八月二十六日総理府建設省令第一号)
この命令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

「市町村」を表示するもの (101)	「市町村」 (101)
「都府県」を表示するもの (102-A)	「都府県」 (102-A)
「都府県」を表示するもの (102-B)	「都府県」 (102-B)
「方面、方向及び距離」を表示するもの (105-A)	「方面、方向及び距離」 (105-A)
「方面、方向及び距離」を表示するもの (105-B)	「方面、方向及び距離」 (105-B)
「方面、方向及び距離」を表示するもの (105-C)	「方面、方向及び距離」 (105-C)
「方面及び距離」を表示するもの (106-A)	「方面及び距離」 (106-A)
「方面及び距離」を表示するもの (106-B)	「方面及び距離」 (106-B)

「最高速度」を表示するもの (101)	「最高速度」 (101)
「最高速度」を表示するもの (105)	「最高速度」 (105)
「高速車の最高速度」を表示するもの (106)	「高速車の最高速度」 (106)
「中速車の最高速度」を表示するもの (107)	「中速車の最高速度」 (107)
「低速車の最高速度」を表示するもの (108)	「低速車の最高速度」 (108)
「車両通行区分」を表示するもの (109)	「車両通行区分」 (109)
「進行方向別通行区分」を表示するもの (110)	「進行方向別通行区分」 (110)
「右左折の方法」を表示するもの (111)	「右左折の方法」 (111)
「直角駐車」を表示するもの (113)	「直角駐車」 (113)
「斜め駐車」を表示するもの (114)	「斜め駐車」 (114)
「終り」を表示するもの (115)	「終り」 (115)
「右側通行」を表示するもの (202)	「右側通行」 (202)
「進行方向」を表示するもの (204)	「進行方向」 (204)
「安全地帯又は路上障害物に接近」を表示するもの (208)	「安全地帯又は路上障害物に接近」 (208)

1 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項第一号の改正規定(二)進行方向別通行区分の下に、「原動機付自転車の右折方法(二)段階」を加える部分に限る。右折方法(小回り)を加える部分に限る。別表第一規制標識の部分進行方向別通行区分の項次に原動機付自転車の右折方法(二)段階の項及び原動機付自転車の右折方法(小回り)の項を加える改正規定、別表第二規制標識の部分の改正規定(進行方向別通行区分(327)の4-D)に係る部分に限る。同表の備考一の(三)の3の(1)本文の改正規定(最低速度)の下に、「原動機付自転車の右折方法(小回り)」を加える部分に限る。及び同表の備考一の(三)の3の(3)の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「旧令」という。)の規定により設置されている「最高速度」を表示する規制標識については、当分の間、「車両の種類」を表示する補助標識を附置したものにあっては改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「新令」という。)の規定による「特定の種類の車両の最高速度」を表示する規制標識と、その他のものにあつては新令の規定による「最高速度」を表示する規制標識とみなす。

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。

「追越しのための右側部分追越しのための右側のみ出し通行禁止」を表示するもの
(102)

「最高速度」を表示するもの
(105)

「高速車の最高速度」を表示するもの
(106)

「中速車の最高速度」を表示するもの
(107)

「市町村」を表示するもの
(101)

「都府県」を表示するもの
(102-A)

「都府県」を表示するもの
(102-B)

「方面、方向及び距離」を表示するもの
(105-A)

「方面、方向及び距離」を表示するもの
(105-B)

「方面、方向及び距離」を表示するもの
(105-C)

「方面及び距離」を表示するもの
(106-A)

「方面及び距離」を表示するもの
(106-B)

「方面及び車線」を表示するもの (107-B)	「方面及び車線」 (107-B)
「方面及び方向の予告」を表示するもの (108-A)	「方面及び方向の予告」 (108-A)
「方面及び方向の予告」を表示するもの (108-B)	「方面及び方向の予告」 (108-B)
「方面及び方向」を表示するもの (108の2-A)	「方面及び方向」 (108の2-A)
「方面及び方向」を表示するもの (108の2-B)	「方面及び方向」 (108の2-B)
「方面、方向及び経由路線」を表示するもの (108の2-A)	「方面及び方向」 (108の2-A)
「方面及び出口の予告」を表示するもの (110-A)	「方面及び出口の予告」 (110-A)
「方面、車線及び出口の予告」を表示するもの (111-A)	「方面、車線及び出口の予告」 (111-A)
「方面、車線及び出口の予告」を表示するもの (111-B)	「方面、車線及び出口の予告」 (111-B)
「方面及び出口」を表示するもの (112-A)	「方面及び出口」 (112-A)
「方面及び出口」を表示するもの (112-B)	「方面及び出口」 (112-B)
「方面及び出口」を表示するもの (112-C)	「方面及び出口」 (112-C)
「出口」を表示するもの (113-A)	「出口」 (113-A)
「出口」を表示するもの (113-B)	「出口」 (113-B)
「著名地点」を表示するもの (114-A)	「著名地点」 (114-A)
「著名地点」を表示するもの (114-B)	「著名地点」 (114-B)
「主要地点」を表示するもの (114の2-A)	「主要地点」 (114の2-A)
「料金徴収所」を表示するもの (115)	「料金徴収所」 (115)
「サーブिस・エリア」を表示するもの (116-A)	「サーブिस・エリア」 (116-A)
「サーブिस・エリア」を表示するもの (116-B)	「サーブिस・エリア」 (116-B)

「最高速度」を表示するもの (101)	「最高速度」 (101)
「最高速度」を表示するもの (105)	「最高速度」 (105)
「高速車の最高速度」を表示するもの (106)	「高速車の最高速度」 (106)
「中速車の最高速度」を表示するもの (107)	「中速車の最高速度」 (107)
「低速車の最高速度」を表示するもの (108)	「低速車の最高速度」 (108)
「車両通行区分」を表示するもの (109)	「車両通行区分」 (109)
「進行方向別通行区分」を表示するもの (110)	「進行方向別通行区分」 (110)
「右左折の方法」を表示するもの (111)	「右左折の方法」 (111)
「直角駐車」を表示するもの (113)	「直角駐車」 (113)
「斜め駐車」を表示するもの (114)	「斜め駐車」 (114)
「終り」を表示するもの (115)	「終り」 (115)
「右側通行」を表示するもの (202)	「右側通行」 (202)
「進行方向」を表示するもの (204)	「進行方向」 (204)
「安全地帯又は路上障害物に接近」を表示するもの (208)	「安全地帯又は路上障害物に接近」 (208)

1 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項第一号の改正規定(二)進行方向別通行区分の下に、「原動機付自転車の右折方法(二)段階」を加える部分に限る。右折方法(小回り)を加える部分に限る。別表第一規制標識の部分進行方向別通行区分の項次に原動機付自転車の右折方法(二)段階の項及び原動機付自転車の右折方法(小回り)の項を加える改正規定、別表第二規制標識の部分の改正規定(進行方向別通行区分(327)の4-D)に係る部分に限る。同表の備考一の(三)の3の(1)本文の改正規定(最低速度)の下に、「原動機付自転車の右折方法(小回り)」を加える部分に限る。及び同表の備考一の(三)の3の(3)の改正規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「旧令」という。)の規定により設置されている「最高速度」を表示する規制標識については、当分の間、「車両の種類」を表示する補助標識を附置したものにあっては改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「新令」という。)の規定による「特定の種類の車両の最高速度」を表示する規制標識と、その他のものにあつては新令の規定による「最高速度」を表示する規制標識とみなす。

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標示のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。

「追越しのための右側部分追越しのための右側のみ出し通行禁止」を表示するもの
(102)

「最高速度」を表示するもの
(105)

「高速車の最高速度」を表示するもの
(106)

「中速車の最高速度」を表示するもの
(107)

「市町村」を表示するもの
(101)

「都府県」を表示するもの
(102-A)

「都府県」を表示するもの
(102-B)

「方面、方向及び距離」を表示するもの
(105-A)

「方面、方向及び距離」を表示するもの
(105-B)

「方面、方向及び距離」を表示するもの
(105-C)

「方面及び距離」を表示するもの
(106-A)

「方面及び距離」を表示するもの
(106-B)

「方面及び車線」を表示するもの (107-B)	「方面及び車線」 (107-B)
「方面及び方向の予告」を表示するもの (108-A)	「方面及び方向の予告」 (108-A)
「方面及び方向の予告」を表示するもの (108-B)	「方面及び方向の予告」 (108-B)
「方面及び方向」を表示するもの (108の2-A)	「方面及び方向」 (108の2-A)
「方面及び方向」を表示するもの (108の2-B)	「方面及び方向」 (108の2-B)
「方面、方向及び経由路線」を表示するもの (108の2-A)	「方面及び方向」 (108の2-A)
「方面及び出口の予告」を表示するもの (110-A)	「方面及び出口の予告」 (110-A)
「方面、車線及び出口の予告」を表示するもの (111-A)	「方面、車線及び出口の予告」 (111-A)
「方面、車線及び出口の予告」を表示するもの (111-B)	「方面、車線及び出口の予告」 (111-B)
「方面及び出口」を表示するもの (112-A)	「方面及び出口」 (112-A)
「方面及び出口」を表示するもの (112-B)	「方面及び出口」 (112-B)
「方面及び出口」を表示するもの (112-C)	「方面及び出口」 (112-C)
「出口」を表示するもの (113-A)	「出口」 (113-A)
「出口」を表示するもの (113-B)	「出口」 (113-B)
「著名地点」を表示するもの (114-A)	「著名地点」 (114-A)
「著名地点」を表示するもの (114-B)	「著名地点」 (114-B)
「主要地点」を表示するもの (114の2-A)	「主要地点」 (114の2-A)
「料金徴収所」を表示するもの (115)	「料金徴収所」 (115)
「サーブिस・エリア」を表示するもの (116-A)	「サーブिस・エリア」 (116-A)
「サーブिस・エリア」を表示するもの (116-B)	「サーブिस・エリア」 (116-B)

「待避所」を表示するもの（116の3）	「待避所」
「街路の名称」を表示するもの（119-A）	「道路の通称名」
「街路の名称」を表示するもの（119-B）	「道路の通称名」
「まわり道」を表示するもの（120-B）	「まわり道」

附則（昭和六一年一月一五日総理府・建設省令第二号）

- この命令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている「進行方向別通行区分」を表示する規制標識は、当分の間、改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の規定による「進行方向別通行区分」を表示する規制標識とみなす。
- この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「進行方向別通行区分」を表し「進行方向別通行区分」を示すもの（110）	「進行方向別通行区分」
「右左折の方法」を表示するもの（111）	「右左折の方法」
「平行駐車」を表示するもの（112）	「平行駐車」
「直角駐車」を表示するもの（113）	「直角駐車」
「斜め駐車」を表示するもの（114）	「斜め駐車」

附則（平成元年二月二三日総理府・建設省令第一号）

この命令は、平成二年一月一日から施行する。

附則（平成二年一月二九日総理府・建設省令第一号）

この命令は、貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附則（平成四年六月八日総理府・建設省令第一号）

- この命令は、平成四年十一月一日から施行する。
- この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている「車両の種類」を表示する補助標識の車両の種類は、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げるものは、改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の規定による車両の種類とみなす。

旧令の車両の種類	新令の車両の種類
マイクロスバ	マイクロ
普通乗用	普乗
大型貨物等	大貨等
普通貨物	普貨

- この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標識のうち、「横断歩道」を表示する指示標識は、当分の間、新令の規定による「横断歩道」を表示する指示標識とみなす。

附則（平成四年七月三一日総理府・建設省令第二号）

この命令は、平成四年十一月一日から施行する。

附則（平成七年九月二二日総理府・建設省令第一号）

この命令は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第二百六十六号）の施行の日（平成七年十月一日）から施行する。

附則（平成七年一月一九日総理府・建設省令第二号）

この命令は、平成七年十一月一日から施行する。

- この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により高速自動車国道以外の高速道路等を設置されている案内標識で、「駐車場」を表示するもの（117-A）については、当分の間、新令の相当規定による「駐車場（117-B）」とみなす。

旧令の案内標識の種類	新令の案内標識の種類
「方面及び出口の予告」を表示するもの（110-A）	「方面及び出口の予告」
「方面、車線及び出口の予告」を表示するもの（111-A）	「方面、車線及び出口の予告」
「方面及び出口」を表示するもの（112-B）	「方面及び出口」

附則（平成七年一月二二日総理府・建設省令第三号）

この命令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成八年八月六日総理府・建設省令第一号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成七年法律第七十四号）の施行の日（平成八年九月一日）から施行する。

附則（平成九年八月一九日総理府・建設省令第一号）

この命令は、平成九年十月三十日から施行する。

附則（平成一〇年三月二四日総理府・建設省令第一号）

この命令は、平成一〇年四月一日から施行する。ただし、別表第二の備考一の（六）の表の改正規定は、平成一〇年十月一日から施行する。

附則（平成一二年一月一五日総理府・建設省令第四号）

この命令は、平成一二年十一月十五日から施行する。

附則（平成一二年二月二六日総理府・建設省令第一〇号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成一二年法律第八十八号）の施行の日（平成一三年一月六日）から施行する。

附則（平成一六年三月二二日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年二月八日内閣府・国土交通省令第五号）

- この命令は、平成一七年四月一日から施行する。
- 附則（平成一七年九月一二日内閣府・国土交通省令第五号）
- この命令は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成一六年法律第百二二号）の施行の日（平成一七年十月一日）から施行する。
- 附則（平成一八年二月二〇日内閣府・国土交通省令第一号）
- この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成一六年法律第九十号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 附則（平成二〇年六月三〇日内閣府・国土交通省令第二号）
- この命令は、平成二〇年八月一日から施行する。

- この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「旧令」という。）の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「新令」という。）の相当規定による種類の道路標識とみなす。

旧令の道路標識の種類	新令の道路標識の種類
「方面、方向及び距離」を表し「方面、方向及び距離」を示すもの（105-A）	「方面、方向及び距離」
「方面、方向及び距離」を表し「方面、方向及び距離」を示すもの（105-B）	「方面、方向及び距離」
「方面、方向及び距離」を表し「方面、方向及び距離」を示すもの（105-C）	「方面、方向及び距離」
「方面及び距離」を表し「方面及び距離」を示すもの（106-A）	「方面及び距離」
「著名地点」を表示するもの（114-A）	「著名地点」
「自転車及び歩行者専用」を表示するもの（325の3）	「自転車及び歩行者専用」
「専用通行帯」を表示するもの（327の4）	「専用通行帯」
「前方優先道路・一時停止」を表示するもの（330の0）	「前方優先道路・一時停止」

附則（平成一七年四月一日から施行する）

この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている道路標識のうち、次の表の上欄に

置かれている道路標識のうち、次の表の上欄に

掲げる種類のものは、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる新令の相当規定による種類の道路標示とみなす。

旧令の道路標示の種類

「専用通行帯」を表示するもの（109の6）	新令の道路標示の種類
「平行駐車」を表示するもの（112）	「専用通行帯」（109の6）
「直角駐車」を表示するもの（113）	「平行駐車」（112）
「斜め駐車」を表示するもの（114）	「直角駐車」（113）
「普通自転車歩道通行部」普通自転車の歩道分」を表示するもの（114の4）	「斜め駐車」（114）
「斜め横断可」を表示するもの（201の2）	「普通自転車歩道通行部」普通自転車の歩道分」（114の4）
	「斜め横断可」（201の2）

附 則（平成二十二年一月一八日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の施行の日（平成二十二年四月十九日）から施行する。ただし、別表第一規制標識の部分歩行者通行止めの項及び同表指示標識の部分規制予告の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一月一七日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年九月二二日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年二月二七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年三月二五日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後

の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の相当規定による種類の案内標識とみなす。

附 則（平成二十六年五月二六日内閣府・国土交通省令第四号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年九月一日）から施行する。

附 則（平成二十八年七月一五日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の施行の日（平成二十九年三月十二日）から施行する。

附 則（平成二十九年二月七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、平成二十九年二月十四日から施行する。

附 則（平成二十九年四月二二日内閣府・国土交通省令第三号）

この命令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月一四日内閣府・国土交通省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月一三日内閣府・国土交通省令第四号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月二〇日内閣府・国土交通省令第五号）

この命令は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附 則（令和三年六月二二日内閣府・国土交通省令第二号）

この命令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和三年九月二四日内閣府・国土交通省令第四号）

この命令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条

第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

附 則（令和四年一月二三日内閣府・国土交通省令第七号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月一七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行の日（令和五年三月十七日）から施行する。

附 則（令和五年三月一七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行の日（令和五年三月十七日）から施行する。

附 則（令和五年三月一七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行の日（令和五年三月十七日）から施行する。

附 則（令和五年三月一七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行の日（令和五年三月十七日）から施行する。

附 則（令和五年三月一七日内閣府・国土交通省令第一号）

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行の日（令和五年三月十七日）から施行する。

旧令の道路標識の種類
二輪の自動車・原動機付自転車通行止め

新令の道路標識の種類
二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

「自転車専用」を表示するもの（325の2）

別表第一(第二条関係) 案内標識	種類 市町村	都府県	入口の方向 入口の予告
「進行方向別通行区分」(110) 「右折の方法」を表示するもの(111) 「普通自転車歩道通行可」(114) 「普通自転車歩道通行可」(114)	設置場所 番号	(10) 都府県境界の道路(高速道路等を除く)。左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(10) 高速道路等の入口の方向を示す必要がある地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端
「進行方向別通行区分」(110) 「右折の方法」を表示するもの(111) 「普通自転車歩道通行可」(114) 「普通自転車歩道通行可」(114)	設置場所 番号	(10) 都府県境界の道路(高速道路等を除く)。左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(10) 高速道路等の入口の方向を示す必要がある地点における左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端

方面、距離	方面、距離	方面、距離	方面、距離
(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

方面、距離	方面、距離	方面、距離	方面、距離
(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(10) 高速道路等の道路において、設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

主要地 料金徴収所	主要地 料金徴収所	主要地 料金徴収所	主要地 料金徴収所
(11) 高速道路等以外において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(11) 高速道路等以外において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(11) 高速道路等以外において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	(11) 高速道路等以外において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯

保育所等あり					信号機あり	すべりやすい	落石あり	路面凹凸あり	合流交通あり	車線減少	幅員減少	二方向交通	上り急勾配あり	下り急勾配あり	り
の地点における左側の路端又は児童が小学校、幼稚園、保育所等に通過するため通行する道路の区間で小学校、幼稚園、保育所等の敷地の出入口から一キロメートル以内の地点における左側の路端					8の意の必要と認められる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	20の路面がすべりやすいため車両の運転上注意の必要と認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	20の落石のおそれがあるため道路交際の注意の必要と認められる地点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	9の路面に凹凸があるため車両の運転上注意の必要と認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	21合流地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	21車線数の減少始点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	21幅員の減少始点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	21二方向交通となる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	21勾配の急な上り坂の始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	21勾配の急な下り坂の始点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	4の地点における左側の路端
道路工中					横風注意	動物が飛び出すおそれあり	その他危険	種類	規制標識			通行止め			
(21) 道路における工事中又は作業中である区間の両面及びその手前五十メートルから一キロメートルまでの地点における左側の路端					(21) 強い横風のおそれがあるため道路通行上注意の必要と認められる地点の手前五十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	(21) 動物が飛び出すおそれがあるため道路通行上注意の必要と認められる地点の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	(21) 車両又は路面電車の運転上注意の必要と認められる箇所の手前三十メートルから二百メートルまでの地点における左側の路端	(3) 表示する意味	(1) 一項の規定に基づき、両及び路面電又は交通法第八条第三項の道路標識による通行を禁止する区域、歩行者及び遠隔道路の区間若し、操作型小型車（遠隔道路の区間若し、操作により道路を通行するもの。以下同じ。）（以下「歩行者等」とい）の必要な地点う、車両並びに路における道路面電車の通行を禁止する。中央又は左側の路端			(3) 道路法第四十六条第三項の規定に基づき、禁止する区域、又は交通法第八条第三項の道路標識により、車両の通行を禁止すること。			
車二輪					車三輪	自動車	貨物自動車	通行止め				乗用自動車			
(3) 道路法第四十六条第三項の規定に基づき、禁止する地点					(3) 一項の規定に基づき、禁止する地点	(3) 道路法第四十六条第三項の規定に基づき、禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の道路標識により、専ら人を運搬する構造の大型自動車（以下「大型乗用自動車」とい）（以下「特定中型自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の道路標識により、車等の通行を禁止する区域、道路の区間若し、歩行者及び遠隔道路の区間若し、操作型小型車（遠隔道路の区間若し、操作により道路を通行するもの。以下同じ。）（以下「歩行者等」とい）の必要な地点う、車両並びに路における道路面電車の通行を禁止する。中央又は左側の路端				(3) 道路法第八條第一項の道路標識により、車及び特定中型乗用自動車及び乗用自動車の通行を禁止すること。			
特					積載量	積載量	積載量	通行止め				乗用自動車			
(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、道路（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。					(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				
の最大積載量					の最大積載量	の最大積載量	通行止め				乗用自動車				
の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、道路（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。					の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				
の最大積載量					の最大積載量	の最大積載量	通行止め				乗用自動車				
の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、道路（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。					の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				
の最大積載量					の最大積載量	の最大積載量	通行止め				乗用自動車				
の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、道路（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。					の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				
の最大積載量					の最大積載量	の最大積載量	通行止め				乗用自動車				
の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、道路（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。					の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	の最大積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。	(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				(3) 道路法第八條第一項の特定積載量以上の貨物の積載を禁止する構造の普通自動車、専ら人又は区域、道（以下「普通乗用自動車」とい）の通行を禁止すること。				

<p>止め通行(組合せ)0</p> <p>3道路法第四十六條第一項の規定に基づき、又は交通法第八條第一項の規定に基づき、道路標識の記号による区域、道路の通行を禁止すること。</p>	<p>め行車自車自機原小特</p> <p>止通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p>	<p>め行兩輕外車自</p> <p>止通車の以転</p> <p>行通車の以転</p> <p>行通車の以転</p>	<p>め行車自機原一車動の二</p> <p>止通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p>
<p>止め通行(組合せ)0</p> <p>3道路法第四十六條第一項の規定に基づき、又は交通法第八條第一項の規定に基づき、道路標識の記号による区域、道路の通行を禁止すること。</p>	<p>め行車自車自機原小特</p> <p>止通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p>	<p>め行兩輕外車自</p> <p>止通車の以転</p> <p>行通車の以転</p> <p>行通車の以転</p>	<p>め行車自機原一車動の二</p> <p>止通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p>
<p>止め通行(組合せ)0</p> <p>3道路法第四十六條第一項の規定に基づき、又は交通法第八條第一項の規定に基づき、道路標識の記号による区域、道路の通行を禁止すること。</p>	<p>め行車自車自機原小特</p> <p>止通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p>	<p>め行兩輕外車自</p> <p>止通車の以転</p> <p>行通車の以転</p> <p>行通車の以転</p>	<p>め行車自機原一車動の二</p> <p>止通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p>
<p>止め通行(組合せ)0</p> <p>3道路法第四十六條第一項の規定に基づき、又は交通法第八條第一項の規定に基づき、道路標識の記号による区域、道路の通行を禁止すること。</p>	<p>め行車自車自機原小特</p> <p>止通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p> <p>行通転・転付動型定</p>	<p>め行兩輕外車自</p> <p>止通車の以転</p> <p>行通車の以転</p> <p>行通車の以転</p>	<p>め行車自機原一車動の二</p> <p>止通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p> <p>行通転付動般・自輪</p>

<p>路線（3） 優先（5） 先通（5） 通行帯</p>	<p>交通法第二十条の二 第一項の道路標識に優先通行帯の より、路線バス等の前面及び路線 優先通行帯であること等の優先 とを表示すること。 通行帯内の必 要な地点</p>	<p>交通法第七十五条の重被率、引車を 交通法第二七の二の道路標識により、 車両通車専用道路の本線通行しなけれ ばならない自動車専用道な地点 を指定すること。</p>	<p>交通法第三十五條第一項の道路標識 により、車両通行帯の設けられた自 動機付自転車専用道路の通行しなけれ ばならない自動車専用道な地点 を指定すること。</p>	<p>交通法第三十五條第一項の道路標識 により、車両通行帯の設けられた自 動機付自転車専用道路の通行しなけれ ばならない自動車専用道な地点 を指定すること。</p>	<p>交通法第三十五條第一項の道路標識 により、車両通行帯の設けられた自 動機付自転車専用道路の通行しなけれ ばならない自動車専用道な地点 を指定すること。</p>	<p>交通法第三十五條第一項の道路標識 により、車両通行帯の設けられた自 動機付自転車専用道路の通行しなけれ ばならない自動車専用道な地点 を指定すること。</p>	<p>交通法第三十五條第一項の道路標識 により、車両通行帯の設けられた自 動機付自転車専用道路の通行しなけれ ばならない自動車専用道な地点 を指定すること。</p>	
<p>右折 （二） 付自転車の右折につ き交差点の側端に沿 って通行すべきこと を指定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>	<p>交通法第三十四條第 一項ただし書の道路 標識により、交通整 理の行われている交 差点における一般原 動機付自転車の右折 につきあらかじめ道 路の中央又は右側端 に寄るべきことを指 定すること。</p>
<p>直角 （2） する時間制限駐車区 間（以下「時間制限 駐車区間」という） にあつては、交通法 第四十九條の三第三 項の道路標識により、 車両が駐車すること ができる道路の部分 を指定し、かつ、車 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>	<p>交通法第四十八條の 三第三項の道路標識 により、車両が駐車 することのできる道 路の部分及び道路の 間内の必要箇所にお けし平行に駐車すべ きことを指定するこ と。</p>
<p>警笛 （2） すべきこと）を指定 すること。 路面電車の必要箇所 における左側の路端</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>	<p>交通法第五十四條第 三項第一号の道路標 識により、車両（自 転車以外の軽車両を 除く。以下この項及 び次項において同じ ）及び路面電車が警 音器を鳴らさなければ ならない場所を指定 すること。</p>

遠隔操作型小型車	遠隔操作型小型車に限り本標識が表示される交通の規制の対象となること又は本標識が表示する交通の規制の対象とならないことを示すこと。	規制標識
型車	本標識が表示する場合に、当該車両の右側の道に置かなければならない余地を示すこと。	規制標識
駐車時間制限	駐車時間が一定時間を超えたり、駐車スペースが狭い場合に、当該駐車場の利用を制限するために本標識が表示される交通の規制の対象となること。	規制標識
開始	本標識が表示される交通の規制が行われている区間の始まりを示すこと。	規制標識
区間	本標識が表示される交通の規制が行われている区間の始まりを示すこと。	規制標識
区域	本標識が表示される交通の規制が行われている区域の始まりを示すこと。	規制標識
内	本標識が表示される交通の規制が行われている区域内であることを示すこと。	規制標識

前方優先道路	当該道路と交差する前方道路が優先道路であることを示すこと。	規制標識
踏切	踏切があるため道路交差点の通行に注意が必要であることを示すこと。	警戒標識
横風	強い横風のおそれがあるため道路交差点の通行に注意が必要であることを示すこと。	警戒標識
動物	動物が飛び出すおそれがあるため道路交差点の通行に注意が必要であることを示すこと。	警戒標識
注意	車両又は路面電車の運警戒標識の転上注意が必要であることを示すこと。	警戒標識
注意	他の危険を示すこと。	警戒標識

注意事項	規制理由	方向	地名	始点	終点
事項(5)を補足するための必要な事項を示すこと。	(5)の規制の理由を示すこと。	(5)本標識が表示する路線を示すこと。	(5)本標識が設置されている地名を示すこと。	(5)本標識が表示する道路の始点を示すこと。	(5)本標識が表示する道路の終点を示すこと。
案内標識の「高さ」を指定するもの	案内標識の「高さ」を指定するもの	案内標識	案内標識	案内標識	案内標識

図1 案内標識の設置位置

市町村 (102) 都府県 (102) 都府県 (102)

1) 市町村 (102) 都府県 (102) 都府県 (102)

03-A) 入口の方向 (1) 入口の方向 (1) 入口の予告 (1)

03-B) 入口の方向 (1) 入口の方向 (1) 入口の予告 (1)

04) 入口の方向 (1) 入口の方向 (1) 入口の予告 (1)

温泉水町 Onsen Town

静岡県 Shizuoka Pref.

静岡県 Shizuoka Pref. (120×200)

1800

別表第二(第三条関係) 案内標識

柱の規格

1800

1) 市町村 (102) 都府県 (102) 都府県 (102)

03-A) 入口の方向 (1) 入口の方向 (1) 入口の予告 (1)

03-B) 入口の方向 (1) 入口の方向 (1) 入口の予告 (1)

04) 入口の方向 (1) 入口の方向 (1) 入口の予告 (1)

温泉水町 Onsen Town

静岡県 Shizuoka Pref.

静岡県 Shizuoka Pref. (120×200)

方面及び車線 (107-A)		方面及び距離 (106-A)		方面、方向及び距離 (105-A)	
方面及び車線 (107-B)		方面及び距離 (106-B)		方面、方向及び距離 (105-B)	
方面及び方向の予告 (108-A)		方面及び距離 (106-C)		方面、方向及び距離 (105-C)	

	方面及び方向 (108の2-B)		方面及び方向の予告 (108-A)	
	方面及び方向 (108の2-C)		方面及び方向 (108の2-B)	

方面及び出口の予告 (110-B)		方面、方向及び出口の予告 (108の4)		方面及び方向 (108の2-D)
方面、車線及び出口の予告 (111-A)		方面、方向及び出口の予告 (109)		方面及び方向 (108の2-E)
方面、車線及び出口の予告 (111-B)		方面及び出口の予告 (110-A)		方面、方向及び道路の通称名の予告 (108の3)

著名地点 (11-B)		出口 (113)		方面及び出口 (112-A)	
著名地点 (11-C)		著名地点 (114-A)		方面及び出口 (112-B)	
主要地点 (11-A)		出口 (113)		方面及び出口 (113-A)	

	<p>赤坂見附</p> <p>料金所 1km TOLL GATE</p>	<p>主要地点 (111) 料金徴収所 (115) 距離 (116)</p> <p>日比谷公園 → Hibiya Park 500m</p> <p>富士川 Fujigawa Riv.</p>
	<p>道の駅 清流茶屋かわはら Seiryuchaya Kawahara</p> <p>用瀬 Mochigase</p>	<p>サービス・エリア、道の駅の子サービス・エリア、道の駅の予</p> <p>虎ノ門 Toranomon</p>

<p>サービス・エリア、道の駅の子サービス・エリア、道の駅の予</p> <p>非常駐車帯 (116) の (6)</p>		<p>道の駅 清流茶屋かわはら Seiryuchaya Kawahara</p> <p>IC出口より 300m</p>	<p>サービス・エリア、道の駅の子サービス・エリア、道の駅の予</p> <p>非常電話 (117) の (4)</p> <p>待避所 (116) の (5)</p>
<p>サービス・エリア、道の駅の子サービス・エリア、道の駅の予</p> <p>登坂車線 (117) の (2)</p>		<p>非常電話 (117) の (4)</p>	<p>サービス・エリア、道の駅の子サービス・エリア、道の駅の予</p> <p>登坂車線 (117) の (3-A)</p> <p>登坂車線 (117) の (3-B)</p>

<p>高速道路番号 (118) の (3)</p> <p>指定道路 (114) の (4-A)</p> <p>指定道路 (114) の (4-B)</p>		<p>都道府県道番号 (118) の (2-A)</p> <p>都道府県道番号 (118) の (2-B)</p> <p>都道府県道番号 (118) の (2-C)</p>		<p>名古屋 Nagoya</p> <p>本線 EXPWY</p> <p>登坂車線 SLOWER TRAFFIC (60x160)</p> <p>登坂車線 SLOWER TRAFFIC (90x240)</p>
---	--	--	--	---






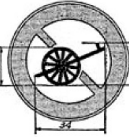
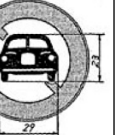
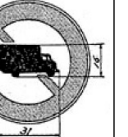

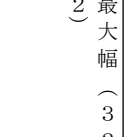
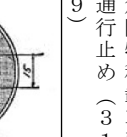

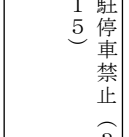



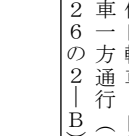
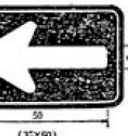



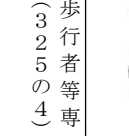


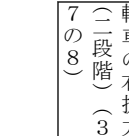
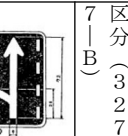
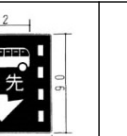
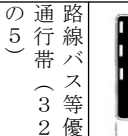
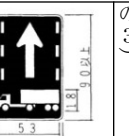
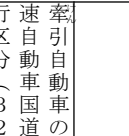

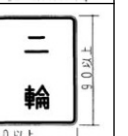
<p>道の通称名道路 (119) の (C)</p> <p>道の通称名道路 (119) の (D)</p> <p>まわり道 DETOUR (30x45)</p>		<p>高さ限度緩和指定道路 (118) の (5-D)</p>	<p>E1 E56 C4</p>
--	--	---------------------------------	------------------

まわり道 (120-B)		エレベーター (121-C)		エスカレーター (122-C)		傾斜路 (123-C)		乗合自動車停留路面電車停留場 (124-A)	乗合自動車停留場 (125-B)
(121-A)		エレベーター (122-A)		傾斜路 (123-A)		乗合自動車停留場 (124-B)		乗合自動車停留場 (125-A)	乗合自動車停留場 (125-B)
(121-B)		エレベーター (122-B)		傾斜路 (123-B)		乗合自動車停留場 (124-C)		乗合自動車停留場 (125-A)	乗合自動車停留場 (125-B)






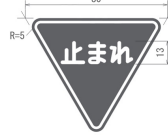








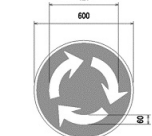
	路面電車停留場便所 (126-A)	便所 (126-C)		警戒標識 本標識板 及び柱の 規格 	十形道路交差点 (201-A)	Y形道路交差点 (201-D)
	路面電車停留場便所 (126-B)	便所 (126-B)		T形道路交差点 (201-B)	T形道路交差点 (201-C)	Y形道路交差点 (201-D)
	路面電車停留場便所 (126-C)	便所 (126-C)		T形道路交差点 (201-C)	T形道路交差点 (201-D)	Y形道路交差点 (201-D)




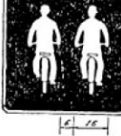
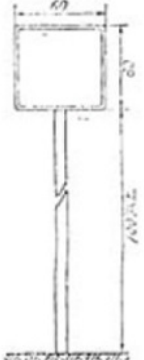



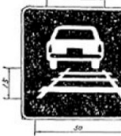




	右 (又は左) 方折あり (204)		右 (又は左) 踏切あり (207)		学校、幼稚園、信号機あり (208)		落石のおそれあり (209)		車線数減少 (211)
	右 (又は左) 背折あり (205)		踏切あり (207)		すべりやすい (209)		路面凹凸あり (210)		幅員減少 (212)
	背折あり (205)		踏切あり (207)		すべりやすい (209)		路面凹凸あり (210)		二方向交通 (212)


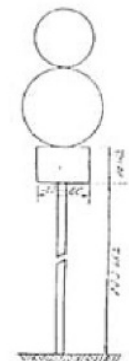


	上り急勾配あり (212)		横風注意 (214)		規制標識 本標識板 及び柱の 規格 	通行止め (301)	二輪の自動車以外 (304)
	下り急勾配あり (212)		動物が飛び出す (215)		通行止め (302)	大型貨物自動車 (305)	大型貨物自動車 (305)
	道路工事中 (213)		危険 (215)		通行止め (303)	大型乗用自動車 (306)	大型乗用自動車 (306)

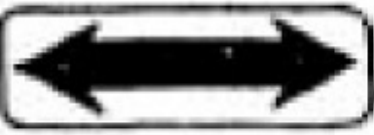
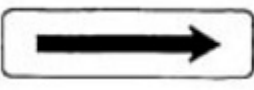
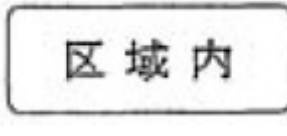
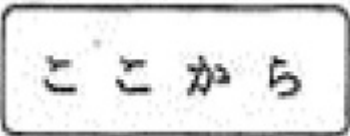
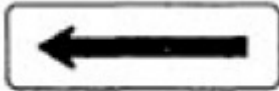
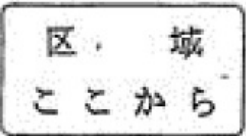
<p>車両横断禁止 (312)</p> <p>3 転回禁止 (31)</p> <p>右側部分はみ出</p>		<p>D) 指定方向外進行禁止 (311)</p> 	<p>A) 指定方向外進行禁止 (311)</p> 		<p>0) 車両 (組合せ) 通行止め (31) 及び普通自動二輪車 (310) の</p> 		<p>(307) 二輪の自動車・自転車以外の軽特定小型原動機一般原動機付自動車両通行止め付自転車・自転車通行止め (308)</p> 	
<p>2 (5) 自動車専用 (325) の (2)</p>		<p>2) 最大幅 (32) 3) 最高速度 (32) 特定の種類の車両の最高速度 (323の2)</p> 	<p>9) 危険物積載車両重量制限 (32) 高さ制限 (32)</p> 	<p>1) 通行止め (310)</p> 	<p>1 (5) 駐車禁止 (31) 駐車余地 (31)</p> 	<p>6) 駐車禁止 (31) 時間制限駐車区 (318)</p> 	<p>7) 駐車禁止 (31) 時間制限駐車区 (318)</p> 	<p>し通行禁止 (314) 追越し禁止 (314の2)</p> 
<p>2 (6) の (2) B)</p>		<p>6 A) 一方通行 (32) 6 B) 一方通行 (32)</p> 	<p>2 (6) の (2) A)</p> 	<p>6 A) 一方通行 (32) 6 B) 一方通行 (32)</p> 	<p>5 (6) C) 許可車両専用許可車両 (組合せ) 専用 (325の5) 策車両専用 (325の7)</p> 	<p>歩行者等専用許可車両専用許可車両専用 (325の4) (325の5) (325の5) A) B)</p> 	<p>歩行者等専用許可車両専用許可車両専用 (325の4) (325の5) (325の5) A) B)</p> 	<p>歩行者等専用許可車両専用許可車両専用 (325の4) (325の5) (325の5) A) B)</p> 
<p>7 (8) 7 (9) 0)</p>		<p>7 B) 進行方向別通行区分 (327の区分) (327の区分) (327の区分) 7 C) 7 D)</p> 		<p>5) 路線バス等優先 (327) 自動車専用道路区分 (327) の (5) 1) 通行帯通行指 (327) の (6) A)</p> 	<p>5) 路線バス等優先 (327) 自動車専用道路区分 (327) の (5) 1) 通行帯通行指 (327) の (6) A)</p> 	<p>3) 牽引自動車の高専用通行帯 (3) 普通自転車専用通行帯 (327) の (4) の (2)</p> 	<p>3) 牽引自動車の高専用通行帯 (3) 普通自転車専用通行帯 (327) の (4) の (2)</p> 	<p>3) 牽引自動車の高専用通行帯 (3) 普通自転車専用通行帯 (327) の (4) の (2)</p> 

指示標識


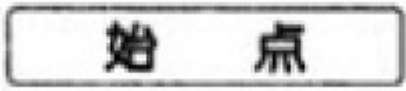
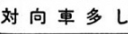
	歩行者等横断禁止 (332)		一時停止 (330-A)		警笛鳴らせ (328)		平行駐車 (327-1)	
	止まれ		一時停止 (330-B)		徐行 (329-A)		直角駐車 (327-2)	
	通行止		歩行者等通行止め (331)		徐行 (329-B)		斜め駐車 (327-3)	

	自転車横断帯横断歩道・自転車安全地帯 (407-2)		停止線 (406)		停 (403-2)		並進可 (402)	
	車横断帯 (408)		横断歩道 (407-A)		止		軌道敷内通行可 (402)	
	車横断帯 (408)		横断歩道 (407-B)		中央線		高年齢運転者等標識 (402-2)	

遠隔操作型小型車 (503-2)		この先100m	距離・区域 (501)		規制予告 (409-A)	
駐車余地 (504)		ここから50m	日曜・休日を除く		時間 (502)	規制予告 (409-B)
駐車時間制限 (504-2)		市内全域	8-20		車両の種類 (503-A)	規制予告 (409)
	積 3 t	大 貨	原付を除く			
	標章車専用					

	区間内 (506)		始まり (505-A)	遠隔小型
	区域内 (506-2)		始まり (505-B)	遠隔小型を除く
	区間内 (507-A)		始まり (505-C)	駐車余地6m
				パーキング・メーター表示時刻まで
				パーキング・チケット表示時刻まで

5) 注意 (509) の注意事項 (51) 規制理由 (51)		9) 踏切注意 (50) 横風注意 (50) 動物注意 (50)		8) 通学路 (50) 追越し禁止 (50) 前方優先道路 (509)		終わり (507) 終わり (507) 終わり (507)
0) 注意事項 (51) 規制理由 (51)		9) 踏切注意 (50) 横風注意 (50) 動物注意 (50)		8) 通学路 (50) 追越し禁止 (50) 前方優先道路 (509)		終わり (507) 終わり (507) 終わり (507)
0) 注意事項 (51) 規制理由 (51)		9) 踏切注意 (50) 横風注意 (50) 動物注意 (50)		8) 通学路 (50) 追越し禁止 (50) 前方優先道路 (509)		終わり (507) 終わり (507) 終わり (507)

備考		終点 (514)		方向 (511)	
				地名 (512)	 
				始点 (513)	  

(一) 本標識板 (本標識の標示板をいう。)

- 案内標識 (「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリア、道の駅の予告」、「サービス・エリア」、「非常電話」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「総重量限度緩和指定道路」、「総重量限度緩和指定道路 (1118の4-B)」、「高さ限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路 (1118の5-B)」及び「高さ限度緩和指定道路 (1118の5-D)」) にあつては、矢形を除く。) を表示するものを除く。)
- 「丁形 (又は上形) 道路交差点あり」、「右 (又は左) 方屈曲あり」、「右 (又は左) 方屈折あり」、「右 (又は左) 背向屈折あり」、「右 (又は左) つづら折あり」、「落石のおそれあり」、「合流交通あり」、「車線数減少」、「幅員減少」、「上り急勾配あり」、「下り急勾配あり」及び「動物が飛び出すおそれあり」) を表示する警戒標識、「車両 (組合せ) 通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「許可車両 (組合せ) 専用」、「二方通行 (326-A)」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速度自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」及び「進行方向別通行区分」) を表示する規制標識並びに「規制予告」) を表示する指示標識に係る図示の文字 (数字を含む。 (五) の2を除き、以下同じ。) 及び記号 (「時間制限駐車区間」) にあつては、「60」に限る。) は、例示とする。
- 案内標識の英語による表示は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。
- 高速道路等以外の道路に設置する案内標識 (著名地点 (114-A・B)、「登坂車線 (117の3-A)」、「国道番号 (118-A)」、「道路の通称名 (119-A・B)) 及び「まわり道



8 高速道路等以外の道路に設置する「方面及び方向の予告」及び「方面、方向及

- (「120-A)」を表示するものを除く。) については、英語による表示は、特に必要がない場合は、省略することができる。
- 「市町村」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左に市町村章を表す記号を表示することができる。
- 「都府県」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左に都府県章を表す記号を表示することができる。
- 高速道路等以外の道路に設置する「方面、方向及び距離」、「方面及び方向」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識の標示板の文字には、地名、路線番号、道路の通称名又は公共施設等の名称のいずれかを用いることができ、当該標示板の文字に公共施設等の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に公共施設等の形状等を表す記号を表示することができる。
- 高速道路等以外の道路に設置する「方面、方向及び距離」、「方面及び方向」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合には、次に図示したものに準じて経由路線を表示することができる。



9 高速道路等に設置する「方面及び車線」、「方面及び方向」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板の文字には、地名、路線番号、道路の通称名又は公共施設等の名称のいずれかを用いることができ、当該標示板の文字に公共施設等の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に公共施設等の形状等を表示記号を表示することができる。

10 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、無料区間又は有料区間を表示する旨を表示することができる。



び道路の通称名の予告」を表示する案内標識の標示板は、交差点までの距離について、必要がある場合は、次に図示したものに準ずるものとすることができる。



13 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて經由路線又は方面としての路線を表示することができる。



12 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板の文字には、路線番号、入口番号及び入口の名称を用いることができる。

11 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らETC通行車(道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建設省令第十八号)第十三条第二項第三号イに規定するETC通行車をいう。以下同じ。)の通行の用に供することを目的とする入口(以下「ETC通行車専用入口」という。)を表示する旨を表示することができる。



14 「方面及び距離」を表示する案内標識については、距離に関する部分は、特に必要がない場合は、省略することができる。



17 「出口」を表示する案内標識については、出口番号及び出口の名称に関する

16 「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板は、方面について、必要がある場合は、次に図示したものに準ずるものとすることができる。



15 「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らETC通行車の通行の用に供することを目的とする出口(以下「ETC通行車専用出口」という。)を表示する旨を表示することができる。

14 「方面及び距離」を表示する案内標識については、距離に関する部分は、特に必要がない場合は、省略することができる。



部分は、特に必要がない場合は、省略することができる。

18 「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、日本字の左又は右に公共施設等の形状等を表示記号を表示することができる。

19 「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、日本字の左又は右に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適する道路を經由する旨を表示記号を表示することができる。

20 「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合は、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要がある立体横断施設その他の施設の位置を表示する地図(その略図を含む。)を附置することができる。

21 「サービス・エリア、道の駅及び距離」、「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリア及び道の駅に設置されている利便施設を表示するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。また、当該標示板の文字に道の駅の名称を用いた場合において必要があるときは、当該標示板に道の駅を表す記号を表示することができる。

22 「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、ETC通行車専用

出口及び出口番号を表示することができる。



23 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて便所を表す記号を表示することができる。



24 「駐車場」、「エレベーター」、「傾斜路」及び「便所」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号を表示することができる。



25 「総重量限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の5-A・B）」を表示する案内標識の標示板を設置する地点が同一であつて必要がある場合は、次に図示したものに準じて総重量限度緩和指定道路及び高さ限度緩和指定道路を表す旨を表示することができる。



26 「まわり道（120-B）」を表示する案内標識の標示板の記号のうち、交通の規制を表示する記号は、規制標識に係る様式を用いるものとし、当該規制標識が表示する交通の規制が、当該道路の前方の場所において行われていることを示す。



28 「エスカレーター」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて昇降方向を表す矢印を表示することができる。



29 「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて当該停留所の名称を表示することができる。



30 児童又は幼児が小学校、幼稚園、保育所等に通うため通行する道路の区間で小学校、幼稚園、保育所等の敷地の出入口から一キロメートル以内の地点に設置する「学校、幼稚園、保育所等あり」を表示する警戒標識には、「通学路」を表示する補助標識を附置するものとする。

31 「信号機あり」を表示する警戒標識の標示板の記号は、特に必要がある場合においては、縦にすることができ、

32 「上り急勾配あり」及び「下り急勾配あり」に係る図示の数字は、当該上り急勾配又は下り急勾配の勾配の値を示す。

33 「車両（組合せ）通行止め」を表示する規制標識の標示板の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。

34 「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」を表示する本標識には「車両の種類（503-C）」を表示する補助標識を、「駐車余地」を表示する本標識には「駐車余地」を表示する補助標識を、「特定の種類の車両の最高速度」を表示する本標識には「車両の種類（



おいては、次に図示したものに準じて、記号に代えて文字を用いることができる。

(503-A) を表示する補助標識を、「警備区間」を表示する本標識には「始まり(505-A・B)」、「区間内」又は「終わり(507-B・C)」を表示する補助標識を、「追越し禁止」を表示する本標識には「追越し禁止」を表示する補助標識を、「前方優先道路」を表示する本標識には「前方優先道路」を表示する補助標識を、「高齢運転者等標識自動車駐車可」及び「高齢運転者等標識自動車駐車可」を表示する本標識には「車両の種類(503-D)」を表示する補助標識を、それぞれ附置するものとする。

35 「駐車禁止」、「駐車禁止」、「駐車余地」及び「時間制限駐車区間」に係る図示の数字(「時間制限駐車区間」にあつては、「8-20」に限る。)は、当該交通の規制が行われている時間を示す必要がある場合における当該時間の例示とし、図示の「8-20」は、八時から二十時までであることを示す。

36 「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間(31に規定するものを除く)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。

37 「普通自転車等及び歩行者等専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行(326の2-A)」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

38 「許可車両(組合せ)専用」を表示する規制標識の標示板の記号は、「許可車両専用」を表示する規制標識に係る図示の記号を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する許可に係る種類の車両を表示するものとする。

39 「専用通行帯」を表示する規制標識の標示板については、必要がある場合に

40 「歩行者等横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41 「規制予告」を表示する指示標識の標示板の記号は、規制標識又は指示標識に係る様式を用いるものとし、当該規制標識又は指示標識が表示する交通の規制が、当該道路の前方の場所において行われていることを示す。

42 「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定し、若しくは遠隔操作型小型車が標示板が表示する交通の規制の対象となるかどうかを示すため必要な事項、交通の規制が行われている日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。)又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

(二)

1 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートル)とする。以下この備考において同じを基準とする。

2 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

3 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。

4 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。

5 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合には図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。

6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-A・B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

7 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-A・B・C)」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に図示の寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

8 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(道路の通称名(119-C))を表示するものについては、縦寸法を拡大することができる。

9 規制標識及び指示標識については、道路の設計速度、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に図示の寸法の二倍まで拡大し、又は図示の寸法の二分の一まで縮小することができる。

10 「車両進入禁止」を表示する規制標識の標示板については、横の直径が縦の直径の一・五倍以下である長円形の曲板を用いることができる。

(三)

1 案内標識

(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「サービス・エリア」の道の予告(116の2-C)、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号(118-A)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-C・D)」及び「まわり道」を表示するもの以外のものについては、文字、記号、矢印及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、「方面及び距離(106-B)」、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリア」の道の予告(116の2-A・B)及び「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものについて、別表第二備考一の(一)の15の規定によりETC通行車専用出口を表示する場合に当該ETC通行車専用出口を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、同表備考一の(二)の16の規定により方面を表示する場合には当該方面を表示する部分の文字を白色、地を青色とし、「サービス・エリア」の道の駅及び距離(116)を表示するものの道の駅を表示する部分並びに「方面及び出口の予告(110-A)」及び「方面及び出口(112-A)」を表示するものの国道番号(118-A)を表示する部分については、文字を白色、地を青色とし、「サービス・エリア」の道の駅及び「サービス・エ

ア」を表示するものについて、同表備考一の(一)の22の規定によりETC通行車専用出口及び出口番号を表示する場合には当該ETC通行車専用出口を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、出口番号を表示する部分の文字を紫色、地を白色とする。

(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」

を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の(一)の10の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とし、同表備考一の(一)の11の規定によりETC通行車専用入口を表す旨を表示する場合には当該ETC通行車専用入口を表す旨を表示する部分の白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を紫色とする。

(3) 「非常電話」

を表示するものについては、文字及び地を白色、記号を黒色、わくを緑色とする。

(4) 「待避所」及び「国道番号」

(118)「A」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

(5) 「非常駐車帯」

を表示するものについては、文字及び記号を白色、地を緑色とする。

(6) 高速道路等のうち車両制限令第三条

第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路(118の5-C)」を表示するものについては、記号中の文字及び地を緑色、記号外の文字及び記号を白色とする。

(7) 高速道路等のうち車両制限令第三条

第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路(118の5-D)」を

表示するものについては、記号中の文字及び地を緑色、記号外の文字、記号及び矢形を白色とする。

(8) 「まわり道」

(120-A)を表示するものについては、文字及びわくを青色、矢印を赤色、地を白色とする。

(9) 「まわり道」

(120-B)を表示するものについては、通行の禁止、制限又は指定を表示する記号は、標示板に表示する当該規制標識の種類に応じて別表第二備考一の(三)の3に規定するところによるものとし、文字、道路を表示する記号及び縁を白色、矢印を黒色、地を青色とする。

(10) 高速道路等以外の道路に設置する

「市町村」、「都府県」、「著名地点」及び「主要地点」を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を青色、緑及び地を白色とする。

(11) 「方面、方向及び距離」

を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面として高速道路等の通称名を表示する部分については、文字、矢印及び縁を白色、地を緑色とする。

(12) 高速道路等以外の道路に設置する

「方面及び距離」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「エレベーター(1221-C)」、「エスカレーター(1221-C)」、「傾斜路(123-C)」及び「便所(126-C)」を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色とする。

(13) 高速道路等以外の道路に設置する

「方面及び方向の予告」及び「方面及び方向」を表示するものについては、文字、記号、矢印及び縁を白色、地を青色とする。ただし、方面として高速道路番号又は高速道路等の通称名を表示する場合には、次に図示したものに準じて、当該高速道路番号又は当該通称名を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を緑色とする。



(14) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示するものについては、記号、矢印、縁及び矢印外の文字を白色、矢印中の文字、区分線及び地を青色とする。

(15) 「サーブिस・エリア、道の駅の予告

(116の2-C)を表示するものについては、文字、記号及び区分線を白色、地を青色とする。ただし、施設名を表示する部分については、文字を青色、地を白色とする。

(16) 高速道路等以外の道路に設置する

「国道番号(118-B-C)」を表示するものについては、文字、縁及び区分線を白色、地を青色、矢形を淡い赤色とする。

(17) 高速道路等以外の道路に設置する

「都道府県道番号(118の2-B-C)」を表示するものについては、文字、縁及び区分線を白色、地を青色、矢形を淡い黄色(道路法第五十六条の規定に基づき国土交通大臣が指定した主要な都道府県道に係るものにあつては、淡い緑色)とする。

(18) 車両制限令第三条第一項第二号に

規定する道路管理者が指定した道路に設置する「総重量限度緩和指定道路(118の4-A)」を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、記号及び縁線を白色とする。

(19) 車両制限令第三条第一項第二号に

規定する道路管理者が指定した道路に設置する「総重量限度緩和指定道路(118の4-B)」を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(20) 高速道路等以外の道路のうち車両制

限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路(118の5-A)」を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び縁線を白色とする。

(21) 高速道路等以外の道路のうち車両制

限令第三条第一項第三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する「高さ限度緩和指定道路(118の5-B)」を表示するものについては、記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

(22) 高速道路等以外の道路に設置する

「道路の通称名」を表示するものについては、文字及び地を青色、矢形及び縁を白色とする。

(23) 「エレベーター」

(1221-A-B)、「エスカレーター(1221-A-B)」、「傾斜路(123-A-B)」及び「便所(126-A-B)」を表示するものについては、記号を青色の地に白色、矢印及び縁線を青色、縁及び地を白色とする。

(24) 「乗合自動車停留所」及び「路面電

車停留場」を表示するものについては、文字、矢印及び縁線を青色、記号を青色の地に白色、縁及び地を白色とする。

(25) (1) 本文、(2) 本文、(11) 本

文、(12)、(13) 本文及び(14)の規定にかかわらず、「入口の方向」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離(106-A)」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向

- び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告（110—B）」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」、「出口」、「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2—B）」及び「サービス・エリア」を表示するものについては、必要がある場合は、矢印を白色以外の色とすることができる。
- 2 警戒標識
- 緑線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただし、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒色、円形の記号を右から赤色、黄色、青色（別表第二備考一の（一）の27の規定により記号を縦にする場合においては、円形の記号を上から赤色、黄色、青色）とし、「上り急勾配あり」及び「下り急勾配あり」を表示するものについては矢印を白色とする。
- 3 規制標識
- (1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」、「車両横断禁止」、「転回禁止」、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」、「追越し禁止」、「危険物積載車両通行止め」、「重量制限」、「高さ制限」、「最大幅」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」、「最低速度」、「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」、「歩行者等通行止め」及び「歩行者等横断禁止」を表示するものについては、文字及び記号を青色、斜めの帯及び枠を赤色、縁及び地を白色とする。ただし、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示するものについては、これを灯火により表示する場合には、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができる。

- (2) 「車両進入禁止」を表示するものについては、帯及び縁を白色、地を赤色とする。
- (3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、「指定方向外進行禁止」、「時間制限駐車区間」、「自動車専用」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」、「許可車両専用」、「許可車両（組合せ）専用」、「広域災害応急対策車両専用」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「普通自転車専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、「進行方向別通行区分」、「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」、「環状の交差点における右回り通行」、「平行駐車」、「直角駐車」、「斜め駐車」、「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。
- (4) 「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。
- (5) 「駐車禁止」、「駐車禁止」及び「駐車余地」を表示するものについては、斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。
- (6) 「車両通行区分」を表示するものについては、文字及び縁線を青色、縁及び地を白色とする。
- (7) 「徐行」及び「前方優先道路」を示すものについては、文字を青色、枠を赤色、縁及び地を白色とする。
- (8) 「一時停止」を表示するものについては、文字及び縁線を白色、縁及び地を赤色とする。

4 指示標識

- (1) 「並進可」、「軌道敷内通行可」、「高齢運転者等標章自動車駐車可」、「駐車可」、「高齢運転者等標章自動車停車可」、「停車可」、「優先道路」、「中央線」、「停止線」及び「安全地帯」を表示するものについては、文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。
- (2) 「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示するものについては、記号及び縁線を白色、縁及び地を青色とする。
- (3) 「規制予告」を表示するものについては、記号は、標示板に表示する当該規制標識又は指示標識の種類に応じて別表第二備考一の（三）の3並びに4の（1）及び（2）に規定するところによるものとし、「規制予告（409—A）」を表示するものについては、文字及び縁線を青色、地を白色とし、「規制予告（409—B）」を表示するものについては、文字、道路を表示する記号及び縁を白色、矢印を黒色、地を青色とする。
- (四) 文字の形
- 文字の形は、次に図示したものを基準とする。



(五) 文字等の大きさ等

- 1 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- 2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、

「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114—B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「国道番号」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の5—A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に同じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その二つの一の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位：キロメートル文字の大きさ（メートル毎時））	文字の大きさ（センチメートル）
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

- 3 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、2の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。
- 4 「著名地点（114—B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを基準とする。
- 5 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以下の大きさとする。
- 6 都市高速道路等に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、經由路線を表す記号については日本

字の大きさの一・六倍以下、方面としての路線を表す記号については日本語の大きさの〇・九倍以下の大きさとする。

7 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。

8 緑、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

緑は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては九ミリメートル、「国道番号(118-A)」、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の5-A・B)」を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、「国道番号(118-B・C)」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本語の大きさの二十分の一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本語の大きさの二十分の一以上の太さとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

(3) 規制標識

縁は十五ミリメートルとし、縁線は「一時停止」及び「車両通行区分」を表示するものについては十五ミリメートル、「一方通行」及び「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」を表示するものについては十二ミリメートルとする。

(4) 指示標識

縁は、「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表

示するものについては十二ミリメートル、「規制予告(409-B)」を表示するものについては九ミリメートル、その他のものについては十五ミリメートルとし、縁線は十二ミリメートル、「規制予告(409-B)」を表示するものについては九ミリメートルとする。

(六) 車両の種類

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いることができる。

車両の種類	略称
大型自動車	大型
大型自動車、特定中型自動車及び大型大型等	大型
特殊自動車	大型
中型自動車	中型
特定中型自動車	特定中型
準中型自動車	準中型
普通自動車	普通
大型特殊自動車	大特
大型自動車二輪車及び普通自動車二輪車	大特
(道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動車二輪車又は普通自動車二輪車に区分される三輪の自動車を含む)	
長さが三・四メートル以下、幅が軽一・四メートル以下、高さが二・〇メートル以下の普通自動車(内燃機関を原動機とする自動車にあつては、総排気量が〇・六六リットル以下のものに限る。)	
小型特殊自動車	小特
一般原動機付自転車	原付
特定小型原動機付自転車	特定原付
特例特定小型原動機付自転車	特例特定原付
二輪の自動車及び一般原動機付自転車	二輪

道路交通法施行規則第二十四条第一項に規定する小型二輪車及び一般原動機付自転車	普通自動車	トロリーバス	専ら人を運搬する構造の自動車	大型乗用自動車	中型乗用自動車	特定中型乗用自動車	準中型乗用自動車	大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車	乗車定員が三〇人以上の大型乗用自動車	大型バス以外の大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者による同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車	普通乗用自動車	道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車	大型乗用自動車以外の大型自動車、中型乗用自動車以外の中型自動車、準中型乗用自動車以外の準中型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車	大型乗用自動車以外の大型自動車	大型乗用自動車以外の大型自動車、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車及び大型特殊自動車	中型乗用自動車以外の中型自動車	特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車	準中型乗用自動車以外の準中型自動車	普通乗用自動車以外の普通自動車	重被牽引車を牽引している牽引自動車	高齢運転者等標準自動車	補助標識板(補助標識の標示板をいう。)	
小二輪	自動車	トロリー	乗用	大乗	中乗	特定中乗	準中乗	大乗	大乗	大乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗	乗

- 1 補助標識(車両の種類(503-D)、「駐車時間制限」、「始まり(505-B・C)」、「区域内」、「終わり(507-B・D)」、「通学路」、「追越し禁止」、「前方優先道路」、「踏切注意」、「横風注意」、「動物注意」、「注意」、「始点」及び「終点」を表示するものを除く。)に係る図示の文字及び記号(車両の種類(503-C)にあっては、「3」に限る。)は、例示とする。
 - 2 「日・時間」を表示する補助標識において国民の祝日に関する法律に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。
 - 3 「日・時間」に係る図示の「8-20」は、八時から二十時までであることを示す。
 - 4 「車両の種類(503-B)」を表示する補助標識の標示板の記号は、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「自転車以外の軽車両通行止め」及び「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」を規定する規制標識に係る図示の記号(当該記号の鏡像である記号を含む。)を用いるものとし、その記号は当該規制標識が表示する通行の禁止に係る種類の車両を表示するものとする。
 - 5 「車両の種類(503-C)」を表示する補助標識の標示板に示される重量の単位は、トンとする。
- (二) 寸法
- 1 図示の寸法を基準とする。
 - 2 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。
- (三) 色彩
- 1 地を白色、矢印を用いるときはこれを赤色又は黒色、文字又は矢印以外の記号を用いるときはこれを黒色とする。ただし、「車両の種類(503-D)」を表示する補助標識については地を淡い黄色、文字を黒色とし、「終わり(507-C)」を表示する補助標識について

は、斜めの帯及び枠を青色、緑及び地を白色とする。

2 高速道路等に設置する案内標識に附置する場合にあつては、1の本文の規定にかかわらず、文字及び矢印を緑色、地を白色とする。

3 灯火により表示する場合において、別表第二備考一の(三)の3の(1)のただし書の規定による色彩を用いた規制標識に附置するときにあつては、1の本文の規定にかかわらず、文字及び記号を白色又は黄色、地を黒色とすることができ

る。

(四) 文字の形

(五) 車両の種類を略称

(六) 車両の種類を表示するときは、一の(六)の規定に準じて略称を用いることができる。

(四) 文字の形

(五) 車両の種類を略称

(六) 車両の種類を表示するときは、一の(六)の規定に準じて略称を用いることができる。

遠隔操作型小型車の略称

遠隔操作型小型車を表示するときは、「遠隔小型」という略称を用いることができる。

三

柱

(一) 寸法

図示の寸法を基準とする。ただし、「著名地点(114-B)」を表示する案内標識を設置する場合には、必要があるときは、路面から標示板の下端までの高さを百センチメートルまで低くすることができ

(二) 色彩

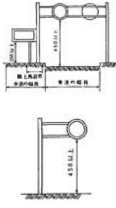
原則として、灰色又は白色とする。

四

その他

(一) 取付け方等

1 本標識板及び補助標識板の取付け方は、図示の取付け方を基準とする。ただし、必要があり、かつ、適当と認められる場合においては、次の図の例によるこ



2 同一場所にて二以上の道路標識を設置する場合においては、その本標識板及び補助標識板を一つの柱に取り付けることができる。

3 2により一の柱に二以上の本標識板が上下に取り付けられる場合で、それぞれの本標識板が表示する禁止、制限又は指定の区間の終わりを「終わり(507-C)」を表示する補助標識によつて示す必要があるときは、下方の本標識に係る補助標識は省略するものとする。

4 道路標識を設置する場合において、1から3までの規定によつて設置することが適当でないとき認められるときは、標示板を信号機、電柱その他工作物に取り付けることができる。

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識(以下「区域規制標識」という。)を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

6 5により一の背板を設けて二以上の区域規制標識を上下に設置する場合で、それぞれの区域規制標識に係る本標識が表示する禁止、制限又は指定の区域の始まり、区域内又は区域の終わりを「始まり(505-C)」、「区域内」又は「終わり(507-D)」を表示する補助標識によつて示す必要があるときは、当該本標識のうち上方のものに係る補助標識は省略するものとする。

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色(画像表示用装置に表示される道路標識にあつては、白色、灰色又は黒色)の正方形又は長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

(二)

反射材料等

道路標識には原則として反射材料を用い、又は反射装置若しくは夜間照明装置を施すものとする。

別表第三(第五条関係)

種類	番号	設置場所
車道中	1	以下この表及び別表第四において同じ。の幅員が五・五メートル以上の区間内の中央を示す必要がある車道の中央
車線境	2	四車線以上の車道の区間内の車線の境界線を示す必要がある区間の境界
車道外	3	車道の外側の縁線を示す必要がある区間の車道の横断を指導する必要がある場所
歩行者	4	歩行者の車道の横断を指導する必要がある場所
車道幅員の変	5	異なる幅員の車道の接続点で、車道の幅員の変更を示す必要がある場所
路上障	6	車道における路上障害物の接近を指示する必要がある場所
導流帯	7	車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所
路上駐	8	路上駐車場の外縁(歩道に接するものを除く。)

記号	色彩	記号	色彩
四車線以上の車道に設置するとき	白	車線境界線(102)	白
二車線以上の車道に設置するとき	白	車道外側線(103)	白
二車線以上の車道に設置するとき	白	歩行者横断指導線(104)	白
車道幅員の変更(105)	白	車道外側線(103)	白
車道幅員の変更(105)	白	歩行者横断指導線(104)	白

<p>備考</p> <p>(一) 道路鉸による場合及び石又はこれに類するものによる場合の様式以外の図示の様式は、「車道中央線」、「車線境界線」及び「車道外側線」を実線で表示するものにつ</p>	<p>(両側に避ける場合)</p>	<p>(片側に避ける場合)</p>	<p>路上障害物の接近 (10)</p>	<p>路上障害物の接近 (10)</p>
	<p>路上駐車場 (108)</p>	<p>路上駐車場 (108)</p>	<p>導流帯 (107)</p>	<p>導流帯 (107)</p>

<p>止車駐</p> <p>禁停 (3)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の駐車及び停車を禁止する道路の区</p>	<p>変更 (2)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>止行 (1)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>しめ (2)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>の右側 (2)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>たのめ (2)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>しめ (2)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>追越 (1)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>種類 (1)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>別表第五 (第九関係)</p> <p>区画線には、必要に応じ、反射材料を用い、又は反射装置を施すものとする。</p>	<p>三</p> <p>区画線には、必要に応じ、反射材料を用い、又は反射装置を施すものとする。</p>	<p>二</p> <p>図示の寸法 (その単位はメートルとする。) を基準とする。</p> <p>反射材料等</p> <p>区画線には、必要に応じ、反射材料を用い、又は反射装置を施すものとする。</p>	<p>(三)</p> <p>「導流帯」を表示するものに係る図示の寸法は、例示とする。</p>	<p>(二)</p> <p>「車道中央線」を表示するものは、二車線の車道の区間に設ける場合においても、特に必要があるときは、四車線の車道の区間に設けるものと同じ様式のものを設置することができる。</p>	<p>いては、ペイント又は石若しくはこれに類するものによる場合の様式とし、その他のものについては、ペイントによる場合の様式とする。</p> <p>「車道中央線」を表示するものは、二車線の車道の区間に設ける場合においても、特に必要があるときは、四車線の車道の区間に設けるものと同じ様式のものを設置することができる。</p>
--	--	--	--	---	---	--	--	--	---	---	---	--	---	--

<p>分止り立</p> <p>部禁入 (6)</p> <p>1 項の道路標示により、車用に供しない部分であることを表すこと。</p>	<p>最高速度 (5)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>駐車 (4)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>最高速度 (5)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>
--	--	--	--

<p>停止 (7)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>停止 (7)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>停止 (7)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>	<p>停止 (7)</p> <p>1 項の道路標示により、車両の通行帯を通行する道路の区間の変更を禁止すること。</p>
--	--	--	--

<p>記号</p> <p>進路変更禁止 (102の2)</p>	<p>記号</p> <p>進路変更禁止 (102の2)</p>	<p>記号</p> <p>進路変更禁止 (102の2)</p>	<p>記号</p> <p>進路変更禁止 (102の2)</p>	<p>記号</p> <p>進路変更禁止 (102の2)</p>	<p>記号</p> <p>進路変更禁止 (102の2)</p>
<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>
<p>記号</p> <p>最高速度 (105)</p>	<p>記号</p> <p>最高速度 (105)</p>	<p>記号</p> <p>最高速度 (105)</p>	<p>記号</p> <p>最高速度 (105)</p>	<p>記号</p> <p>最高速度 (105)</p>	
<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	
<p>記号</p> <p>停止禁止部分 (107)</p>	<p>記号</p> <p>停止禁止部分 (107)</p>	<p>記号</p> <p>停止禁止部分 (107)</p>	<p>記号</p> <p>停止禁止部分 (107)</p>	<p>記号</p> <p>停止禁止部分 (107)</p>	<p>記号</p> <p>停止禁止部分 (107)</p>
<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>
<p>記号</p> <p>路側帯 (108)</p>	<p>記号</p> <p>路側帯 (108)</p>	<p>記号</p> <p>路側帯 (108)</p>	<p>記号</p> <p>路側帯 (108)</p>	<p>記号</p> <p>路側帯 (108)</p>	
<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	
<p>記号</p> <p>車両通行帯 (109)</p>	<p>記号</p> <p>車両通行帯 (109)</p>	<p>記号</p> <p>車両通行帯 (109)</p>	<p>記号</p> <p>車両通行帯 (109)</p>	<p>記号</p> <p>車両通行帯 (109)</p>	
<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	<p>色彩</p>	

<p>文字</p> <p>図示の文字は、通行区分を指定された車両通行帯及び車両の種類を示す。</p> <p>専用通行帯（109の6）</p> <p>文字</p> <p>色彩</p>	<p>文字</p> <p>図示の文字は、専用通行帯を通行しなければならない車両の種類を示す。</p> <p>路線バス等優先通行帯（109の7）</p> <p>文字</p> <p>色彩</p>	<p>進行方向別通行区分（110）</p> <p>牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間（109の8）</p> <p>文字</p> <p>色彩</p>
--	---	--

<p>右左折の方法（111）</p> <p>車道中央線等</p> <p>車両通行帯境界線</p> <p>車両通行帯境界線</p> <p>車道通行帯境界線</p> <p>又は道路の左側端</p> <p>色彩</p>	<p>右折するとき矢印の示す方向により中央の標示に沿った部分を通行しなければならないことを示す。</p> <p>左折又は右折をするときに矢印の示す方向により破線に沿った部分を通行しなければならないことを示す。</p> <p>色彩</p>
--	--

<p>左折又は右折をした後に通行する車両通行帯に入るように左折又は右折することを示す。</p> <p>環状交差点における左折等の方法（111の2）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>	<p>左折若しくは右折し、又は直進若しくは転回するときに矢印の示す方向により破線に沿った部分を通行しなければならないことを示す。</p> <p>平行駐車（112）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>	<p>一 一台の車両の駐車すべき道路の部分であることを示す場合</p> <p>二 二台以上の車両の駐車すべき道路の部分であることを示す場合</p> <p>直角駐車（113）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>	<p>斜め駐車（114）</p> <p>斜め駐車（114）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>
---	---	--	---

<p>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可（114の2）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>	<p>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分（114の3）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>	<p>普通自転車の交差点進入禁止（114の4）</p> <p>記号</p> <p>色彩</p>	<p>終わり（115）</p> <p>文字及び記号</p> <p>色彩</p>
--	--	---	---

記号 指示標示 横断歩道 (201)	
	白 (上) 黄 (下)
色彩	

	白
--	---

記号 斜め横断可 (201の2)		白	色彩
記号 自転車横断帯 (201の3)		白	色彩

記号 進行方向 (204)		白	色彩
記号 二段停止線 (203の2)		白	色彩
記号 停止線 (203)		白	色彩
記号 右側通行 (202)		白	色彩

中央線 (205)		白
-----------	--	---

記号	<p>一 道路の右側部分にはみ出して通行してはならないことを特に示す必要がある道路に設置する場合</p>	白
----	--	---

記号	<p>二 一以外の場所に設置する場合</p> <p>(一) ペイント又はこれに類するものによるとき</p>	白
----	---	---

記号	<p>(二) 道路紙、石又はこれらに類するものによるとき</p>	白
----	----------------------------------	---

記号	<p>(二) 日又は時間を限って指定するとき</p>	白
----	----------------------------	---

記号	<p>四 一及び三の(一)の場合で特に必要があるとき</p>	白
----	--------------------------------	---

記号	<p>車線境界線 (206)</p> <p>一 ペイント又はこれに類するものによるとき</p>	白
----	---	---

記号	<p>二 道路紙、石又はこれらに類するものによるとき</p>	白
----	--------------------------------	---

記号	<p>安全地帯 (207)</p>	白
----	-------------------	---

記号	<p>安全地帯又は路上障害物に接近 (208)</p>	黄 (外) 白 (内) 白 (わく)
----	-----------------------------	--------------------

記号	<p>一 片側に避ける場合</p>	白
----	-------------------	---

記号	<p>二 両側に避ける場合</p>	白
----	-------------------	---

記号	<p>導流帯 (208の2)</p>	白
----	--------------------	---

記号	<p>路面電車停留場 (209)</p>	白
----	----------------------	---

記号	<p>横断歩道又は自転車横断帯あり (210)</p>	白
----	-----------------------------	---

記号	<p>前方優先道路 (211)</p>	白
----	---------------------	---

備考

一 表示

(一) ペイント又はこれに類するものによる場合、道路紙、石又はこれらに類するものによる場合及び標示筒、標示さく又は黄色の灯火のついている道路紙による場合の様式以外の図示の様式は、ペイント又はこれに類するものによる場合の様式とする。

(二) 「転回禁止」、「最高速度」、「立入り禁止部分」、「車両通行区分」、「特定の種類の車両の通行区分」、「牽引自動車の高速度自動車国道通行区分」、「専用通行帯」、「路線バス等優先通行帯」、「進行方向別通行区分」、「右左折の方法」、「環状交差点における左折等の方法」、「斜め駐車」及び「終わり」を表示する規制標示並びに「進行方向」及び「導流帯」を表示する指示標示に係る図示の文字又は記号は、例示とする。

(三) 「停止禁止部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「消防車出入口」、「救急車出入口」等の文字を表示することができる。

(四) 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」及び「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分」を表示する規制標示には、必要がある場合は、「特例特定原付を除く」の文字を表示することができる。

- (五) 「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車」の歩道通行部分」を表示する規制標示及び「自転車横断帯」を表示する指示標示に係る図示の自転車の記号は、当該道路標示に係る道路の区間又は場所の状況に応じ必要と認める箇所に表示するものとする。
- (六) 「自転車横断帯」を表示する指示標示を「横断歩道」を表示する指示標示に接して設置する場合は、当該「横断歩道」を表示する指示標示に接する側の側線の表示を省略することができる。
- (七) 「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」を表示する規制標示で一の(一)又は(二)の様式のもは、「中央線」を表示する指示標示を兼ねるものとする。
- 二
寸法
道路標示の大きさは、図示の寸法(その単位はメートルとする。)を基準とする。ただし、設計速度が六十キロメートル毎時以上の道路に設置する場合は道路の形状、交通の状況若しくは駐車する車両の態様により特別の必要がある場合には、図示の寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 三
文字の形
文字の形の基準は、縦及び横の寸法を図示したもの以外は、別表第二備考一の(四)に掲げる図の縦を三倍にしたものとする。
- 四
車両の種類
車両の種類を略称
車両の種類を表示するときは、別表第二備考一の(六)の規定に準じて略称を用いることができる。
- 五
反射材料等
道路標示には、必要に応じ、反射材料を用い又は反射装置を施すものとする。